

規則第 1 3 条第 1 項・規則第 2 8 条の 2 第 1 項区画に関する判定資料報告書

年 月 日

堺 市 消 防 長 殿
(消防署長)

住 所

電話番号

氏 名

下記の防火対象物に（消防法施行規則第 1 3 条第 1 項・消防法施行規則第 2 8 条の 2 第 1 項）に規定する区画の措置を行い、当該建築物の 1 0 階以下の階に設置が必要とされる（スプリンクラー設備・誘導灯）の設置免除を行うので報告します。

記

防火対象物	所在地							
	名称 (棟)							
	用途		構造		内装			
	規模	階数	地上	階	地下	階	延べ面積	m ²
	普通階	階			無窓階		階	
福祉施設等	用途							
	区画の 概要	階	m ²					
		階	m ²					
		階	m ² 床面積の合計					m ²
※ 経 過 欄								

備 考

- 1 氏名欄は、建物の所有者、占有者又は管理者の氏名を記入すること。
- 2 ※印の欄には、記入しないこと。

消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号。以下「規則」という。）第13条第1項の区画（平成22年総務省令第8号。以下「省令」という。）について		適否
1	[用途] (1) 消防法施行令（昭和36年政令第37号。以下「令」という。）別表第一（16）項イに掲げる防火対象物のうち、同表（5）項ロ並びに（6）項ロ及びハに掲げる防火対象物 (2) 令別表第一（6）項ロ及びハに掲げる防火対象物の用途に供される部分（以下「福祉施設等」という。）にあつては、下記の用途に該当 ☐ 有料老人ホーム ☐ 福祉ホーム ☐ 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の2第6項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設 ☐ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第18項に規定する共同生活援助を行う施設	
令別表第一（6）項ロ及びハに掲げる防火対象物の用途に供される部分に、規則第13条第1項の区画を設置し、10階以下の階のスプリンクラーヘッドを設置しない場合について		適否
1	[区画] (1) 福祉施設等の居室（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第4号に規定する居室をいう。以下「居室」という。）が2階以下の階に存する場合にあつては、福祉施設等の居室を準耐火構造（同条7号の2に規定する準耐火構造をいう。）の壁及び床で区画 (2) 福祉施設等の居室が、3階以上の階に存する場合にあつては、福祉施設等の居室を耐火構造（建築基準法第2条7号に規定する耐火構造をいう。）の壁及び床で区画	
2	[内装制限] (1) 福祉施設等の壁及び天井（天井のない場合にあつては、屋根）の室内に面する部分（廻り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。）の仕上げを地上に通ずる主たる廊下その他の通路にあつては準不燃材料（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第1条第5号に規定する準不燃材料をいう。）でしたもの (2) その他の部分にあつては難燃材料（建築基準法施行令第1条第6号に規定する難燃材料をいう。）でしたもの	

3	[開口部の面積]	
	(1) 区画する壁及び床の開口部の面積の合計が8㎡以下	
	(2) 1の開口部の面積が4㎡以下	
4	[防火設備の構造]	
	(1) 福祉施設等の居室が2階以下の階に存する場合にあつては、開口部には防火設備(建築基準法第2条第9号の2ロに規定する防火設備をいう。)である防火戸を設置	
	(2) 福祉施設等の居室が3階以上の階に存する場合にあつては、開口部には特定防火設備(建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備である防火戸)を設置	
	(3) 廊下と階段とを区画する部分以外の開口部にあつては、防火シャッターを設置しない	
	(4) 随時開くことができる自動閉鎖装置付きのもの	
	(5) 随時閉鎖することができ、かつ、煙感知器の作動と連動して閉鎖するもの	
	(6) 2以上の異なった経路により避難することができる部分以外の開口部で、直接外気に開放されている廊下、階段その他の通路に面し、かつその面積の合計が4㎡以内のものに設けるものについては、鉄製網入りガラス戸を設置	
	(7) 居室から地上に通ずる主たる廊下、階段、その他の通路に設けるものにあつては、直接手で開くことができ、かつ、自動的に閉鎖する部分を有し、この部分の幅、高さ及び下端の床面からの高さが、それぞれ、75cm以上、1.8m以上及び15cm以下	
5	[区画の面積] 区画された部分すべての床面積が100㎡以下	

消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号。以下「規則」という。）第28条の2第1項の区画（平成22年総務省令第8号。以下「省令」という。）について		適否
1	[用途] (1) 消防法施行令（昭和36年政令第37号。以下「令」という。）別表第一（16）項イに掲げる防火対象物のうち、同表（5）項ロ並びに（6）項ロ及びハに掲げる防火対象物 (2) 令別表第一（6）項ロ及びハに掲げる防火対象物の用途に供される部分（以下「福祉施設等」という。）にあつては、下記の用途に該当 ☐ 有料老人ホーム ☐ 福祉ホーム ☐ 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の2第6項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設 ☐ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第18項に規定する共同生活援助を行う施設	
令別表第一（6）項ロ及びハに掲げる防火対象物の用途に供される部分に、規則第28条の2第1項の区画を設置し、10階以下の階に誘導灯を設置しない場合について		適否
1	[区画] (1) 福祉施設等の居室（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第4号に規定する居室をいう。以下「居室」という。）が2階以下の階に存する場合にあつては、福祉施設等の居室を準耐火構造（建築基準法第2条7号の2に規定する準耐火構造をいう。）の壁及び床で区画 (2) 福祉施設等の居室が、3階以上の階に存する場合にあつては、福祉施設等の居室を耐火構造（建築基準法第2条7号に規定する耐火構造をいう。）の壁及び床で区画	
2	[内装制限] (1) 福祉施設等の壁及び天井（天井のない場合にあつては、屋根）の室内に面する部分（廻り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。）の仕上げを地上に通ずる主たる廊下その他の通路にあつては準不燃材料（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第1条第5号に規定する準不燃材料をいう。）でしたもの (2) その他の部分にあつては難燃材料（建築基準法施行令第1条第6号に規定する難燃材料をいう。）でしたもの	

3	[開口部の面積]	
	(1) 区画する壁及び床の開口部の面積の合計が8㎡以下	
	(2) 1の開口部の面積が4㎡以下	
4	[防火設備の構造]	
	(1) 福祉施設等の居室が2階以下の階に存する場合にあっては、開口部には防火設備（建築基準法第2条第9号の2ロに規定する防火設備をいう。）である防火戸を設置	
	(2) 福祉施設等の居室が3階以上の階に存する場合にあっては、開口部には特定防火設備（建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備である防火戸）を設置	
	(3) 廊下と階段とを区画する部分以外の開口部にあっては、防火シャッターを設置しない	
	(4) 随時開くことができる自動閉鎖装置付きのもの	
	(5) 随時閉鎖することができ、かつ、煙感知器の作動と連動して閉鎖するもの	
	(6) 2以上の異なった経路により避難することができる部分以外の開口部で、直接外気に開放されている廊下、階段その他の通路に面し、かつその面積の合計が4㎡以内のものに設けるものについては、鉄製網入りガラス戸を設置	
5	(7) 居室から地上に通ずる主たる廊下、階段、その他の通路に設けるものにあっては、直接手で開くことができ、かつ、自動的に閉鎖する部分を有し、この部分の幅、高さ及び下端の床面からの高さが、それぞれ、75cm以上、1.8m以上及び15cm以下	
	[廊下の開放性]	
	(1) 福祉施設等の主たる出入り口が、避難階において直接地上に通じている通路に面している	
	(2) 福祉施設等の主たる出入り口が次の（イ）から（ニ）に定めるところによること	
	ア 各階の外気に面する部分の面積（廊下の端部に接する垂直面の面積を除く。）は、当該階の見付面積の3分の1を超えている	
	イ 外気に面する部分の上部に垂れ壁等を設ける場合は、当該垂れ壁の下端から天井までの高さは、30cm以下	

5	ウ 手すり等の上端から垂れ壁等の下端までの高さは、1 m以上	
	エ 外気に面する部分に風雨等を遮るために壁等を設ける場合にあつては、当該壁等の幅を2 m以下とし、かつ、当該壁等相互間の距離を1 m以上とする	
	(3) 平成17年消防庁告示第3号第4第2号(4)イ(ロ)の煙が床面から1.8 mまで降下しないことを確認する方法に適合	
	(4) 外気が面しない部分が存する場合にあつては、当該外気に面しない部分の長さは、6 m以下であり、かつ、当該外気に面しない部分の幅員の4倍以下	
6	[階段室の開放性]	
	(1) 平成14年消防庁告示第7号に適合する開口部を有する	
	(2) 平成17年消防庁告示第3号第4第2号(5)ロの煙が床面から1.8 mまで降下しないことを確認する方法に適合	
7	[普通階] 地階及び無窓階以外の階	